

平成十二年十一月八日提出
質問第二六号

内閣官房報償費の支出に関する再質問主意書

提出者 金田 誠 一

内閣官房報償費の支出に関する再質問主意書

内閣官房報償費の支出に関連し再度質問する。

- 一 昭和五十七年度において行われた内閣官房報償費の彼此流用の理由について明らかにされたい。
- 二 先の答弁書でいう「所定の会計手続」に関し、
 - 1 その全てを明らかにされたい。
 - 2 明らかにできない手続が存在すれば、その理由と根拠となる法令を明らかにされたい。
- 三 先の答弁では内閣官房報償費に関して「その具体的な用途等は公にしないこととしている」とあるが、これは①何時②誰が③いかなる手続を経て決定したのか明らかにされたい。
- 四 内閣官房報償費に関し「その具体的な用途等」は次の事項に該当するのか明らかにされたい。
 - 1 「国家公務員法」第百条で定める「秘密」。
 - 2 「官吏服務紀律」第四条で定める「機密」。
- 五 先の答弁でいう「取扱責任者」とは誰を指すのか、その官職を明らかにされたい。
- 六 内閣報償費からの支出に際し、個人に対し現金を手渡す場合があるのか明確に答弁されたい。

七 個人に対し現金を手渡す場合、その全ての場合について相手方より領収書を受領しているのか明確に答
弁されたい。

右質問する。